

# 青森県公安委員会による取得時講習の一部直接実施について

## ■ 実施開始日

令和8年6月1日から

## ■ 青森県公安委員会が直接実施する取得時講習の種類及び受講対象者

### ● 中型旅客車講習

原則、中型第二種免許の技能試験に合格したかた  
(青森県「運転免許試験合格証明書」の交付を受けたかた)

### ● 中型車講習 (A T 自動車を使用した講習)

原則、「A T 限定条件」を付した中型第一種免許の技能試験に合格したかた  
(青森県「運転免許試験合格証明書」の交付を受けたかた)

### ● 準中型車講習 (A T 自動車を使用した講習)

原則、「A T 限定条件」を付した準中型免許の技能試験に合格したかた  
(青森県「運転免許試験合格証明書」の交付を受けたかた)

※「A T 限定条件」・・・運転することができる自動車をA T 自動車に限る運転免許の条件をいう。

## ■ 実施日時

青森県公安委員会が指定した日時 (土日祝日及び年末年始を除く。)

## ■ 実施場所

青森県運転免許センター、青森県公安委員会が指定した道路・場所 (施設)

## ■ 受講申込

青森県公安委員会が直接実施する対象講習を事前に申込み、予約をしてから受講してください。

お問い合わせ先 青森県運転免許センター 2階 試験・教習所係

電話 017-782-0081

## ■ その他

M T 自動車を使用する取得時講習及び応急救護処置講習については、該当する講習を実施する指定自動車教習所に事前に申込み、お問い合わせしてください。